

定 款

富士ユナイ トホールディングス株式会社

(2025年10月 1日制定)

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は富士ユナイトホールディングス株式会社（英文ではFUJI UNITED HOLDINGS COMPANY, LTD. と表示する。）と称する。

(目 的)

第2条 当社は次の事業を営むことおよび次の事業を営む会社（外国会社を含む。）その他の法人等の株式または持分を保有することにより当該会社の事業活動を支配および管理することを目的とする。

- (1) 石油類および石炭等の石油代替エネルギーならびにそれらの混合物および副産物の精製加工、貯蔵、売買、輸出入ならびに保管
- (2) 動植物油の混合、加工および売買
- (3) 溶剤の売買
- (4) 石油類および石炭等の重量物の計量に関する業務
- (5) 石油化学製品その他化成品類の販売
- (6) 液化石油ガス、液化天然ガスなどの高圧ガスの貯蔵、売買
- (7) 建材ならびに舗装用材の販売
- (8) 燃料電池、太陽電池、蓄電装置、コージェネレーション・システムその他の分散型エネルギー・システムの販売
- (9) 環境・省エネルギー機器の販売
- (10) 不動産その他設備・施設の賃貸借、売買および管理業務
- (11) 動力機械、建設機械、運搬機械、各種工作機械、土木建築用資機材、土木建築用架設資材、自動車その他各種車両およびこれらの部品の販売ならびにリース・レンタル業務
- (12) 自動車その他各種車両の分解、修理および整備ならびに自動車定期点検業務
- (13) 各種燃焼機器ならびに電気器具その他一般雑貨の販売
- (14) 再生可能エネルギーを利用した発電および排熱利用設備の管理、運営ならびに電力・熱の販売
- (15) 有機性資源を原料としたエネルギーおよびその副産物の製造、販売ならびにそれらの設備の管理、運営
- (16) 資源リサイクル事業、土壌環境浄化事業および廃棄物処理業
- (17) 貨物自動車運送事業
- (18) 古物の売買
- (19) 温室効果ガス排出権の取引に関する事業
- (20) 前各号に付帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は本店を東京都千代田区に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 執行役員
- (3) 監査等委員会
- (4) 会計監査人

(公告の方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、2,000万株とする。

(単元株式数)

第7条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株主の権利制限)

第8条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(自己の株式の取得)

第9条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって市場取引等により、自己の株式を取得することができる。

(株主名簿管理人)

第10条 当会社は株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
3. 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

(株式取扱規程)

第11条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手続き等については、法令または定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(招集)

第12条 定時株主総会は毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要ある場合に随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集者および議長)

第14条 株主総会は取締役会の決議によって社長がこれを招集しその議長となる。ただし、社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により他の取締役がこれにあたる。

(電子提供措置等)

第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日まで书面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。

(決議の方法)

第17条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が

出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

（議事録）

第18条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。

2. 株主総会の議事録は、その原本を10年間本店に備置き、その謄本を5年間支店に備置く。

第4章 取締役および取締役会ならびに執行役員

（取締役の定員）

第19条 当会社に取り締役（監査等委員である取締役を除く。）15名以内を置く。

2. 当会社に監査等委員である取締役4名以内を置く。

（取締役の選任）

第20条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。

2. 前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3. 第1項の選任決議は累積投票によらないものとする。

（取締役の任期）

第21条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

（代表取締役および役付取締役）

第22条 取締役会の決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。

2. 取締役会の決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から会長、社長、副社長各1名を選定することができる。

（取締役会の招集および議長）

第23条 取締役会は法令に別段の定めがある場合を除き、社長がこれを招集しその議長となる。ただし、社長が欠員のときまたは社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。

2. 取締役会の招集の通知は各取締役に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要がある場合はこの期間を短縮することができる。

（決議の方法）

第24条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

（取締役会の決議の省略）

第25条 当会社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意の意思表示をした場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

（重要な業務執行の委任）

第26条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

（議事録）

第27条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、議長ならびに出席した取締役がこれに記名捺印または電子署名する。

2. 取締役会の議事録または前条の意思表示を記載した書類は、10年間本店に備置く。

（取締役会規程）

第28条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

（取締役の報酬等）

第29条 取締役の報酬等は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

（取締役との責任限定契約）

第30条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役であるものを除く。）との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、法令に定める最低責任限度額を限度とする旨の契約を締結することができる。

（執行役員および役付執行役員）

第31条 当社の執行役員は、取締役会の決議によってこれを選任する。

2. 当社は、取締役会の決議によって、社長執行役員1名を選定し、また、副社長執行役員1名、専務執行役員、常務執行役員若干名を選定することができる。

（執行役員規程）

第32条 執行役員の責務その他の事項に関しては、取締役会の決議によって定める執行役員規程による。

第5章 監査等委員会

（常勤の監査等委員）

第33条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

（監査等委員会の招集）

第34条 監査等委員会の招集の通知は各監査等委員に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要のある場合はこの期間を短縮することができる。

（監査等委員会規程）

第35条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第6章 計 算

（事業年度）

第36条 当社の事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

（期末配当金）

第37条 当社は株主総会の決議によって毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し剰余金の配当を支払う。

（中間配当金）

第38条 当社は取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し会社法第454条第5項に定める剰余金の配当をすることができる。

（配当金の除斥期間）

第39条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社は支払義務を免れる。

附 則

(事業年度)

第1条 当会社の最初の事業年度は、第36条の規定にかかわらず、当会社の成立の日から2026年3月31日までとする。

(設立時代表取締役)

第2条 当会社の設立時代表取締役は、次のとおりとする。

設立時代表取締役 川崎 靖弘

(最初の取締役の報酬等)

第3条 第29条の規定にかかわらず、当会社の成立の日から最初の定時株主総会の時までの期間の当会社の取締役等の報酬の額は、それぞれ次のとおりとする。

(1) 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等

報酬等((3)の報酬を除く。)の総額は、年額2億円以内(ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。)とする。

(2) 監査等委員である取締役の報酬等

報酬等の総額は、年額3,000万円以内とする。

(3) 譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬

(1)の報酬とは別枠で、一定の株式譲渡制限期間および当会社による無償取得事由等の定めがある当会社普通株式(以下「譲渡制限付株式」という。)を取締役(監査等委員である取締役および社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。)に対して付与するための報酬を支給する。対象取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬として支給する金銭報酬債権の総額は、年額3,000万円以内(ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。)とし、その内容は下記のとおりとする。

①譲渡制限付株式の割当ておよび払込み

対象取締役に対して、譲渡制限付株式に関する報酬として上記の報酬総額(年額)の範囲内で金銭報酬債権を支給し、対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で払込むことにより、譲渡制限付株式の割当てを受ける。なお、譲渡制限付株式の1株当たりの払込金額は、当会社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当会社普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、直近取引日の終値)を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とはならない範囲で当会社取締役会において決定する。また、上記金銭報酬債権は、対象取締役が、上記の現物出資に同意していることおよび下記③に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

②譲渡制限付株式の総数

対象取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の30,000株を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の上限とする。ただし、本議案の決議の日以降、当会社普通株式の株式分割または株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができるものとする。

③譲渡制限付株式割当契約の内容

当会社と譲渡制限付株式の割当てを受ける対象取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約(以下、「本割当契約」という。)は、以下の内容を含むものとする。

(ア) 譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役は、割当てを受けた日から当該対象取締役が当会社の取締役の地位を退任するまでの期間(以下「本譲渡制限期間」という。)、本割当契約により割当てを受けた当会社の普通株式について、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈、その他一切の処分行為をすることができないものとする。

(イ) 譲渡制限の解除

当会社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、当会社の取締役会が定める期間(以下「本役務提供期間」という。)、継続して、上記(ア)に定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、本譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、当会社の取締役会が正当と認める理由により、本役務提供期間において上記(ア)の地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数および譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(ウ) 譲渡制限付株式の無償取得

本割当株式のうち上記(ア)の本譲渡制限期間が満了した時点において上記(イ)の譲渡制限の解

除事由の定めに基づき、譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当会社はこれを当然に無償で取得する。

(エ) 組織再編等における取扱い

当会社は、本譲渡制限期間中に、当会社が消滅会社となる合併契約、当会社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当会社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当会社株主総会による承認を要さない場合においては、当会社の取締役会）で承認された場合には、当会社取締役会の決議により、本役務提供期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。上記に規定する場合には、当会社は、譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(オ) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当会社取締役会において定めるものとする。

(附則の削除)

(1) 本附則は、当会社の最初の定時株主総会の終結の時をもって削除されるものとする。

以上